

亀山市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第28号

亀山市補助金等交付規則の一部を改正する規則

亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（契約の事務に関する支援）

第19条 市長は、補助事業者等から契約の事務に関する支援を求められた場合において必要があると認めたときは、次に掲げる支援を行うものとする。

- （1）事務局運営に係る契約の事務の執行の代行
- （2）入札及び開札の執行の支援
- （3）入札及び開札の立会い
- （4）その他契約の事務に関する支援

2 前項の規定により設計金額500万円以上の工事の請負、設計金額100万円以上の設計、測量及び調査の委託並びに契約予定金額100万円以上の契約に係る競争入札に関する入札及び開札の執行の支援を行う場合にあつては、財務課の職員が立ち会うものとする。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。